

くらしの相談センターだより

所長 宮原春夫 2021年8月 第215号

発行：くらしの相談センター
〒210-0005 川崎市川崎区東田町10-36 電話&FAX 044-246-6823
E-Mail h-miyahara@siren.ocn.ne.jp (HP)http://kurasino-soudan.jimdo.com/

シリーズ
ご存知ですか

親が介護施設に入所、 実家が空き家になる

空き家を相続したが、管理に困っているどうしたものか。「空き家問題」とは、都市でも地方でも空き家が増えていて、2013年の総務省調査によると全国の空き家は約820万戸、全所帯の7戸に1戸が空き家という状況で33年頃には3戸に1戸が空き家という予測もあるそうです。

そのような時、何が問題？空き家を放置しておくこと草木が伸びすぎて、害虫が発生、雨漏りや崩壊が起こって近隣に迷惑をかけるなど、問題が大きくなるように適正な管理が必要で。

多くの自治体が空き家の管理・活用の支援をしています。役所の相談窓口を訪ねてみてください。

家が倒壊して通行人にケガをさせるなど深刻な被害が起き、所有者に損害賠償が請求されることがあります。これから空き家を相続するかも知れないという場合は、家も

考えて相続するか放棄するか、どう分割するかなどを決めたほうが良いです。相続する家が古くて売却が難しく取り壊して土地を売るとなったときは、家の解体費用も含めた遺産分割をして、相続をした人が取り壊す、又は相続人全員で取り壊しを依頼し解体費用を支払ったうえで遺産を分割するなど方法はいろいろあります。弁護士等に相談して、適切な方法を見つけましょう。

★親が存命中(住まない)と分かっていても(の)家を、子が処分するのは「罪悪感」とのたたかいです。子が葛藤せずに家の活用方法を考えられるようにしておきたいものです。



相談事例 (その190)

竹藪になってしまっている土地を相続してしまった

川崎区Oさんから「栃木県に相続した土地があるのですが、近所や行政から『竹藪を何とかしないと迷惑』と言われ、税金などの負担も大きく、経済的にも精神的にも、高齢で遠隔地にいる私たち兄弟にとって重荷で仕方ありません。何とかありませんか」との相談がありました。

活用されていない又は活用が難しい不動産を「遊休不動産

できない遊休不動産にも毎年固定資産税、都市計画税などがかかります。さらには雑木や雑草の処理などの維持費も加算され、大きな負担となります。そこで当然「この土地を売却しよう」と考えます。しかし、売却することは簡単ではありません。何故なら『遊休不動産(負動産)』だからです。結果として、この負担は所有している限り続くのです。では、どうすればよいで

「(負動産)」と言います。しかし、活用しよう。現実には当組合が行った事例です。当組合のネットワークを駆使して登記移転する第三者を選定し、第三者へ所有権を移転しました。登記移転手続きを行ったことで、今後一切の納税義務から解放されました。

所有地の管理・メンテナンスなどかかる費用は不要になりました。O様から「お蔭様で精神的重圧と経済的負担から解放されホッとしました」と喜びの声をいただきました。

「当組合では、遊休不動産を海外からの技能実習生などの宿舎や農業・畜産業の実習地として転用、自然農法を模索する団体へ貸与、キャンプ場としての活用なども含め、幅広い視野の下に有効活用を推進しています。又都市部における借地も空き家状態になり「負動産」になりがちです。これらの交渉や対処方法等豊富な経験と実績及びネットワークをフル活用して、お悩みの解決にお役立てるよう活動しています。」

スケッチ

「横浜港」渡田二丁目小林順子さん



読者のひろば

代表理事 千葉治男

川崎市長選挙に市古ひろかずさんが立候補を決意



「川崎民主市政を作る会」で立候補の挨拶＝7/8エポック中原を掲げ、「税金は大企業にではなく市民のために使う」と力強く決意を述べられました。

「川崎民主市政を作る会」とは、非核・平和と民主主義を守り、憲法を暮らしの中に生かす川崎市政実現に向け市長選挙をたたかう共同組織です。くらしの相談センターも『川崎民主市政を作る会』に参加しています。

「食糧支援プロジェクト」の実施

日時 8月12日(木) PM 17:00~19:00
場所 「東町公園」本町1-6 京急大師線沿線
対象 「青年労働者・子育て世代・シングルマザー」

- 食料の提供
 - ・インスタント・レトルト食品
 - ・乾物(乾麺・ふりかけ)
 - ・調味料(醤油・砂糖・味噌・油)
 - ・嗜好品(菓子・ジュースなど)
- 注意事項(以下のものはお断りします)
 - ・開封済・包装破損品・賞味期限切れ・冷凍・冷蔵・生鮮食品

○カンパも歓迎

主催 民青川崎南部地区委員会
044-233-3571

読者の皆様とご協力をお願いします

迷ったとき、困ったとき、ぐらしの相談センターへ（無料です）

7月の相談内容と件数 (6月21日～7月20日に受けたもの)		
相談内容	件数	
	当月	1-7月合計
住宅問題	3	21
生活保護	1	8
身障者問題	0	2
就職・仕事	0	4
医療・病院	1	3
市への要求	0	0
多重債務	0	0
架空請求	0	0
税金・年金	2	4
交通事故	0	0
子供問題	1	2
離婚問題	0	2
弁護士等の相談	1	13
不動産問題	0	7
後見・相続	4	24
その他	3	20
合計	16	110
開設からの総合計 (2003年9月)	7638	

最近コロナのせいか、生活の中で様々な鬱屈がたまって来ているのか、近隣の人のトラブルによる相談が目立つように思えます。先の見えないコロナの流行状況ではあるが早く収束して、一日も早く明るい日々が戻ってくることを・・・。

開設18周年記念コンサートご案内
日時 9月12日(日)
場所 東海道「かわさき宿」
時間 開場14:15 開演14:30
出演 ザ・のんべーずの演奏と活動報告
参加費 500円
★コロナ感染対策を各自お願い!

8月の予定
★**無料法律相談日**
8月17日(火)
午後6時30分より
予約が必要です。
時間が限られています要件はまとめて
★8月12～16日夏休み

中央地域境町相談所
日本共産党中央地域後援会事務所
「困ったとき・迷ったとき」
ご相談ください。
午後 13時～16時
(土・日・祭日除く)
電話 044-233-5812
所長 片柳すすむ

1月の第3波のときのように湘南・市内の病床は逼迫しているが、県内のコロナ病床は重症病床も軽症も中等度の病床も3割程度の利用率で余裕があまりない。

県西・北部地域などで入院措置をすることができたのです。それなのに結局、酸素マスク程度しか医療設備のない高齢者施設にコロナに罹った高齢者が残され、8人の方が亡くなりました。

日本共産党市会議員 片柳すすむ

オンデマンドプリント・ウェブシステム
マグネットシート・ホームページ・DTP
印刷のご用命は
協立印刷社
ホームページ <http://www.kawa-kyo.co.jp/>
川崎区貝塚 2-14-11
tel 044-222-4205

昭和21年創業
古書売買 **近代書房**
日本の古本屋 検索
☆インターネット販売を始めました・・・
・・・当店の新着情報をご覧ください
☆営業時間 10時～20時 定休日 日本曜日
日曜日 祝日は19時迄
川崎市川崎区砂子 2-8-17
tel 044-222-3482 fax 044-222-8484

助かりました 市・県民税の減免制度活用
元木二丁目に住んでいる者です。川崎市が行っている市・県民税の減免制度を初めて申請しました。6月に年金組合が行なった減免申請説明会に参加して、とにかくダメでもと申請理由などを書いて提出しました。時間がたつてどうなっているのか市役所に尋ねると申請書に元づき減免をしますとの返事であった。通知書によると、すでに支払った4、6、8月分については返金します。川崎市独自のこの減免制度一人でも多くの人に知ってもらうことが何よりも大事であることを感じた今回の出来事でした。昨年友人から話は聞いていたが面倒と申請しませんでした。7月29日全て手続きが終わり結果38400円減免になりました。書類を提出してくださいとの事でした。

芳賀 滋

追悼 高橋哲男さん
「哲ちゃんありがとう」が出来ました。上がりました。中原のIさんは「哲男さんの追悼の冊子を届けていただき、哲男さんの人生がよくわかる、とても励みになる冊子でした。有難うございました」とのメールが届きました。冊子をご希望の方はくらしの相談センターへご連絡ください。



出来のたとも に
来のがも めに

「川崎市・高齢者施設のコロナ感染者に入院制限」

1月に川崎市は高齢者施設などの入所者がコロナに感染した場合に「施設内での療養を」と求める通知を出し、私たちは「高齢者などを入院させない」ということは「命の選別」につながる大問題だ」と批判しました。そして5月下旬、幸区の高齢者施設でコロナの集団感染が起こり、職員と入所者49人が感染し14人の方が亡くなられる大変痛ましい事態となりました。しかも亡くなった方のうち8人は入院しないまま施設で亡くなったのです。「命の選別」がまさに現実のものになってしまいました。

神奈川県「手引き」では、高齢者施設でコロナ陽性者が出た場合は「入院が原則」とされています。例外的に高齢者施設の中で療養を求めると言えるのは、神奈川県内の場合、例えば「神奈川県内の病床が逼迫している場合」とされています。5月末時点で川崎市、市内の病床は逼迫しているが、県内のコロナ病床は重症病床も軽症も中等度の病床も3割程度の利用率で余裕があまりない。

私の質問に対し市長は「希望した方は入院できません」と答えました。家族に生死にかかわる入院の判断をさせるなどということ自体が問題です。しかも私たちの調査に神奈川県「(入院するかどうかは)家族の判断にゆだねず、病床の状況を見て保健所が振り分ける」と答えました。

県の「入院が原則」は「施設内療養をするのは県内病床が逼迫しているときだけ」。「そのときも入院するかどうかを決めるのは保健所」という方針は当然です。しかし川崎市はこれと異なる対応を行ったのです。

8月2日、31日に首都圏に緊急事態宣言が発令されました。

引き続き川崎市にコロナから市民の命を守る対応を求めていきます。

《訪問リハビリ・マッサージ》
(株)川崎幸はりきゅう院
さいわい訪問
マッサージセンター
【各種保険取扱い】
tel 044-555-6629
fax 044-555-3241

キムチをつくり続けて30年
新鮮野菜・キムチの
(有)グリーンフーズあつみ
ホームページ検索
グリーンフーズあつみ 検索
川崎区大島 3-35-7
tel 044-288-7616